2　競争参加資格　次の⑴から⑮に掲げる条件をすべて満たしている者又は⑯の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、⑰に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより１に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構関東地区（東北６県を含む17都道県が対象）における平成23・24年度の一般競争参加資格について建築工事の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）

⑶　当機構関東地区における平成23・24年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　申請書、資料及び見積書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑺　当本部業務エリア内発注の工事成績について、申請書、資料及び見積書の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⑽　総合評価に係る項目が、不備なく適正に記載されていること。

⑾　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれと同等として取扱う場合がある。

⑿　次の①又は②に掲げる条件を満たすこと。

①　単独申込みの場合は、次のイ及びロに掲げる条件を満たすこと。

イ　施工実績　平成14年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事※の施工実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

※　同種工事とは、ＲＣ造・ＳＲＣ造80戸以上の共同住宅（６階建以上）の建設工事をいう。

ロ　設計実績　以下ａ又はｂいずれかの設計実績を有すること。なお、床及び床以外の主要構造部の全部または一部にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、上記１に示す公告日の前日までに「建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令」に規定する指定性能評価機関の「性能評価」（平成12年５月31日以前においては、「㈶日本建築センターの構造評定又は構造評価」）が完了した設計実績その他これと同等の実績があること。

ａ　ＲＣ造・ＳＲＣ造の共同住宅（６階建以上）の設計実績を有する者（設計共同企業体としての実績は、代表者の場合のものに限る。）

ｂ　以下の条件を満たす建築士事務所に実施設計を行わせることができること。その場合、当該者は申込者の一員とし、建設共同体の一員とはしない。

・当機構関東地区における平成23・24年度建築設計に係る一般競争参加資格の認定を受けている者で、一級建築士事務所登録のある者。

・上記ａの条件を満たす者。

②　共同申込みの場合は、次のイ及びロに掲げる条件を満たすこと。

イ　施工実績

ａ　共同企業体の代表者は上記①イの実績を有すること。

ｂ　共同企業体の代表者以外の構成員については、上記①イのうち「80戸以上」を削除した実績を有すること。

ロ　設計実績　構成員のうちの１者が上記①ロａの実績を有すること、又は、設計業者を申込者の一員とする場合には、上記①ロｂの条件を満たすこと。

⒀　次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。（共同申込みの場合は、特定建設工事共同企業体の全ての構成員が配置できること。）

①　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成14年度から上記１に示す公告日の前日までの期間に、単独申込み及び共同申込みの代表者にあっては上記⑿①イに掲げる工事について、上記①の有資格者としての経験を有する者（共同申込みの代表者以外にあっては上記⑿②イｂに掲げる工事について、上記①の有資格者としての経験を有する者）であること。ただし、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たさない場合は、同種の工事の経験とはみなさない。

ａ　対象工事の契約時点で上記①の資格を有していること。

ｂ　対象建築物の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書、資料及び見積書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⒁　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

①　会社としての「かし処理体制」が整備されていること。

②　施工に当って、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

③　床及び床以外の主要構造部の全部または一部にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、㈳プレハブ建築協会の品質認定を受けたプレキャストコンクリート部材製造工場等を自ら保有していること又は提携工場として円滑に部材の供給が受けられること。

⒂　住宅建物に係る設計計画が適正であること。

⒃　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、⑴から⑮をすべて満たす者で構成され、かつ、次の①により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

①　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては、30%以上、３者で構成される場合にあっては、20%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

⒄　共同企業体としての資格の認定申請等

①　認定申請　本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、下記４⑶の申請書、資料及び見積書の提出に先立ち、当機構指定様式による「共同請負入札参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。（事前にシステム上の登録が必要なため、資料提出期限日の一週間前までに提出してください。）